

新型コロナウイルス感染症に関する補償の拡大について【傷害保険】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大する商品改定を実施します。

①改定内容

- ・海外旅行保険等において、新型コロナウイルス感染症等、補償の対象となる感染症の範囲を拡大します。これによりコロナウイルス感染症に関する保険金の支払要件を緩和します。(詳細は後記(1))
- ・特定感染症(感染症法の一類～三類感染症(※))を補償する特約について、新型コロナウイルス感染症を含む「指定感染症」を追加して補償します。(詳細は後記(2))
- ・上記について、2020年2月1日(新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日)以降の発病から遡及して補償します。

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)で定める感染症をいいます。(以下「感染症法」といいます。)

②対象契約

下記(1)および(2)の「対象特約等」がセットされている2020年2月1日時点の有効契約および同日以降の保険始期契約

(注) 下記「対象特約等」がセットされていない契約は、疾病を補償する商品・特約を除き、今までどおり新型コロナウイルス感染症は補償されません。

③補償の拡大に伴う追加保険料

追加保険料のお支払いは不要です。

(1) 海外旅行保険等における支払要件の緩和および緩和の対象となる感染症の見直し

改定内容の詳細については、「約款の変更点/新設特約」欄の商品名をクリックしてください。

商品	対象特約等	改定概要	約款の変更点/ 新設特約
海外旅行保険 e とらべる海外 旅行保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病死亡保険金支払特約 ・ 治療・救援費用補償特約 ・ 疾病治療費用補償特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和の対象となる感染症の範囲を以下のとおり見直します。(※2) <li style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <改定後の対象となる感染症> ・ 一類感染症 ・ 二類感染症 ・ 三類感染症 ・ 四類感染症 ・ 指定感染症(新型コロナウイルス感染症) ・ 顎口虫(がっこうちゅう) ・ これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保険金をお支払いする要件を「帰宅後30日以内の治療開始(死亡保険金については死亡)」(※3)に緩和します。 	海外旅行保険 e とらべる海外旅行保険
学校旅行総合 保険	普通保険約款 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外疾病死亡危険補償条項 ・ 海外疾病治療費用補償条項 ・ 弔慰費用補償条項 		学校旅行総合保険
海外旅行傷害 保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病死亡保険金支払特約 ・ 疾病治療費用補償特約 ・ 外国人研修生特約(※1) ・ クレジットカード用海外旅行傷害保険特約 		海外旅行傷害保険

- (※1) 病気により治療を受けた場合で保険金をお支払いする要件を以下のとおり緩和します。
- ・ 病 気：「帰宅後48時間以内の治療開始」から「帰宅後72時間以内の治療開始」に緩和
 - ・ 緩和の対象となる感染症：「帰宅後14日以内の治療開始」から「帰宅後30日以内の治療開始」に緩和
- ※死亡保険金は、それぞれ治療開始を死亡と読み替えます。

2020年2月1日時点で「[支払条件変更に関する特約（外国人研修生特約用）](#)」が自動セットされます。

- (※2) 2020年2月1日時点で「指定感染症追加補償特約」および「感染症範囲変更（感染症法準拠）特約」を自動セットします。

- (※3) 商品により保険金をお支払いする要件が変わります。

- ① 学校旅行総合保険の海外疾病治療費用補償条項において、病気により治療を受けた場合で保険金をお支払いする要件は、以下のとおりです。（改定はありません）
 - ・ 病気：帰宅後48時間以内の治療開始、緩和の対象となる感染症：帰宅後14日以内の治療開始
- ② 海外旅行傷害保険 クレジットカード用海外旅行傷害保険特約の疾病治療費用補償条項は、ご契約条件により、治療開始までの時間が異なることがあります。

(2) 特定感染症（一類～三類感染症）を補償する特約に対する新型コロナウイルス感染症を含む「指定感染症」の追加

改定内容の詳細については、「約款の変更点／新設特約」欄の商品名をクリックしてください。

商品	対象特約	改定概要	約款の変更点／ 新設特約
団体総合生活補償保険 学生・子ども総合保険 タフ・ケガの保険 普通傷害保険（※1） 家族傷害保険（※1） スタンダード傷害保険（※1）	特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金および 通院保険金」補償特約 等 ※特約名称の冒頭に「特定 感染症」がついている特 約をいいます。	補償対象となる感染症について、現行の「一類～三類感染症」に、新型コロナウイルス感染症を含む「指定感染症」（※2）を補償の対象に追加します。 * 上記以外の支払要件・支払保険金の額は変わりません。	団体総合生活補償保険 学生・子ども総合保険 タフ・ケガの保険 普通傷害保険 家族傷害保険 スタンダード傷害保険

- (※1) すでに新規の販売を中止しています。

- (※2) 上記対象特約がセットされた2020年5月11日以前始期のご契約については、待期期間（責任開始日から10日以内に発病した感染症に対しては保険金をお支払いしない取扱い）は適用せず、補償の対象となります。（「待期期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」が自動セットされます）

なお、本特約は2020年5月12日以降始期（または特約中途付帯日）のご契約にはセットされません。

新型コロナウイルス感染症を補償する主な商品等は、弊社公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて」でご確認ください。

以上

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
<p>疾病死亡保険金支払特約</p> <p><中略></p> <p>第2条 [保険金を支払う場合]</p> <p>(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合</p> <p>② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りです。</p> <p>③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p><中略></p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）</p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ 四類感染症</p> <p>(2) 顎口虫^{がっこうちゅう}</p> <p>(注) 疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。</p>	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 補償の対象となる感染症の範囲を、対象特約の別表1記載の感染症から、以下のとおり見直します。（感染症範囲変更（感染症法準拠）特約、指定感染症追加補償特約を自動セット） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【感染症の範囲】</p> <p>感染症法に定める一類～四類感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）および顎口虫</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保険金をお支払いする要件を「帰宅後30日以内の治療開始（疾病死亡保険金は死亡された場合）」に緩和します。 2020年2月1日以降に上記の要件に該当した場合から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件></p> <p>対象特約がセットされている 2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
<p>別表1 第2条 [保険金を支払う場合] (1) ③の感染症</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫^{がっこうちゅう}、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <p><以下略></p>	<p>」</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>		

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
<p>疾病死亡保険金支払特約</p> <p><中略></p> <p>第2条 [保険金を支払う場合]</p> <p>(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合</p> <p>② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限ります。</p> <p>③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p><中略></p> <p>別表1 第2条 [保険金を支払う場合] (1) ③の</p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）</p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ 四類感染症</p> <p>(2) 顎口虫^{がっこうちゅう}</p> <p>(注) 疾病死亡保険金においては被保険者が死亡した時点、治療・救援費用保険金および疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。</p>	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病死亡保険金支払特約、治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約に規定する別表1に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 補償の対象となる感染症の範囲を、対象特約の別表1記載の感染症から、以下のとおり見直します。（感染症範囲変更（感染症法準拠）特約、指定感染症追加補償特約を自動セット） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【感染症の範囲】 感染症法に定める一類～四類感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）および顎口虫</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保険金をお支払いする要件を「帰宅後30日以内の治療開始（疾病死亡保険金は死亡された場合）」に緩和します。 2020年2月1日以降に上記の要件に該当した場合から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件></p> <p>対象特約がセットされている 2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 治療・救援費用補償特約および疾病治療費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
<p>感染症</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、^{しん}発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、^{がっこうちゅう}顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <p><以下略></p>	<p>」</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>		

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

学校旅行総合保険 普通保険約款

[戻る](#)

対象条項	左記普通保険約款に自動セットされる特約		解説
<p>学校旅行総合保険普通保険約款</p> <p>第1章 旅行参加者条項 <中略></p> <p>第2節 海外疾病死亡危険補償条項</p> <p>第1条（保険金を支払う場合） (1)当社は、海外旅行の場合において、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当したときは、この補償条項および基本条項の規定に従い、疾病死亡保険金を支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合</p> <p>② 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、</p> <p>③ 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p><中略></p> <p>第3節 海外疾病治療費用補償条項</p> <p>第1条（保険金を支払う場合） (1)当社は、海外旅行の場合において、被保険者が次のいずれかに該当したときは、この補償条項および基本条項の規定に従い疾病治療費用保</p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条（海外疾病死亡危険補償条項、海外疾病治療費用補償条項および弔慰費用補償条項の読み替え） この保険契約については、普通保険約款に規定する別表3および感染症追加補償特約に規定する感染症を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）</p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ 四類感染症</p> <p>(2) 顎口虫^{がっこうちゅう}</p> <p>(注) 疾病死亡保険金および弔慰費用保険金においては被保険者が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。</p> <p>」</p> <p>第2条（準用規定） この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。</p>	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条（感染症の取扱い） この保険契約については、普通保険約款に規定する別表3に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条（定義等）第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、</p> <p>第2条（準用規定） この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 補償の対象となる感染症の範囲を、対象特約の別表3（感染症追加補償特約の感染症を含む）記載の感染症から、以下のとおり見直します。（感染症範囲変更（感染症法準拠）特約、指定感染症追加補償特約を自動セット） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【感染症の範囲】 感染症法に定める一類～四類感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）および顎口虫</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保険金をお支払いする要件が「帰宅後14日以内の治療開始（疾病死亡保険金・弔慰費用保険金は帰宅後30日以内に死亡された場合）」に緩和します。 2020年2月1日以降に上記の要件に該当した場合から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件></p> <p>左記対象条項の補償をセットしている2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>

対象条項	左記普通保険約款に自動セットされる特約		解説
<p>険金を支払います。</p> <p>① 次に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限ります。</p> <p>② 責任期間中に感染した別表3に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p style="padding-left: 40px;"><中略></p> <p style="padding-left: 40px;">第2章 学校条項</p> <p style="padding-left: 40px;"><中略></p> <p style="padding-left: 40px;">第3節 弔慰費用補償条項</p> <p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、その旅行参加者（以下この補償条項において「被災者」といいます。）の法定相続人に対して被保険者が支払った費用を、この補償条項および基本条項の規定に従い弔慰費用保険金として支払います。</p> <p style="padding-left: 40px;"><中略></p> <p>② 疾病によって死亡し、その死亡が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合</p> <p>ア. 責任期間中に死亡した場合</p> <p>イ. 次に掲げる疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。</p> <p style="padding-left: 40px;">（ア）責任期間中に発病した疾病</p>			

対象条項	左記普通保険約款に自動セットされる特約		解説
<p>(イ) 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間中に発生したものに限ります。</p> <p>ウ. 責任期間中に感染した別表 3 に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>別表 3 海外疾病死亡危険補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)③、海外疾病治療費用補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)②および弔慰費用補償条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)②ウ. に定める感染症</p> <p style="text-align: center;">コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱</p> <hr/> <p style="text-align: center;">感染症追加補償特約</p> <p>当社は、この特約により、普通保険約款別表 3 に掲げる感染症に以下のものを追加します。</p> <p>重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫^{がっこうちゅう}、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p>			

※学校旅行総合保険普通保険約款の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 疾病治療費用補償特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
<p>疾病死亡保険金支払特約</p> <p><中略></p> <p>第2条 [保険金を支払う場合]</p> <p>(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③のいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合</p> <p>② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後 48 時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り。</p> <p>③ 責任期間中に感染した別表 1 に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合</p> <p><中略></p>	<p>感染症範囲変更（感染症法準拠）特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約の規定する別表 1 および感染症追加補償特約の別表を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症（注）</p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ 四類感染症</p> <p>(2) 顎口虫^{がっこうちゅう}</p> <p>(注) 疾病死亡保険金においては被保険者</p>	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約またはクレジットカード用海外旅行傷害保険特約のうちいずれかが付帯された場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、疾病治療費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約に規定する別表 1 に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条（定義等）第 8 項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 7 条（指定感染症に対するこの法律の準用）第 1 項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 補償の対象となる感染症の範囲を、対象特約の別表 1（感染症追加補償特約の感染症を含む）記載の感染症から、以下のとおり見直します。（感染症範囲変更（感染症法準拠）特約、指定感染症追加補償特約を自動セット） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【感染症の範囲】 感染症法に定める一類～四類感染症、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）および顎口虫</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> これにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の保険金をお支払いする要件を「帰宅後 14 日以内^(注)の治療開始（疾病死亡保険金は帰宅後 30 日以内に死亡された場合）」に緩和します。 (注) ご契約の内容により治療開始までの期間が異なることがあります。 2020 年 2 月 1 日以降に上記の要件に該当した場合から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件></p> <p>対象特約がセットされている 2020 年 2 月 1 日以降有効な契約に自動セットします。</p>

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 疾病治療費用補償特約、外国人研修生特約およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約にも下記特約が自動セットされます。		解説
<p>別表1 第2条 [保険金を支払う場合] (1) ③の感染症</p> <p>コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱</p> <p>「-----」</p> <p>感染症追加補償特約 <中略></p> <p>別表 (第2条 [支払の対象となる感染症の追加] 関係)</p> <p>重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <p>「-----」</p> <p><以下略></p>	<p>が死亡した時点、疾病治療費用保険金においては被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。</p> <p>」</p> <p>第3条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。</p>		

※疾病死亡保険金支払特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

海外旅行傷害保険 外国人研修生特約

[戻る](#)

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説
<p style="text-align: center;">外国人研修生特約</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第2章 疾病治療費用補償条項</p> <p>第4条 [保険金を支払う場合]</p> <p>(1) 当社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当した場合は、本条(2)に掲げる金額を、この補償条項、第6章基本条項および普通保険約款の規定に従い、疾病治療費用保険金として被保険者に支払います。ただし、治療を開始した日(注)からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。</p> <p>① 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りです。</p> <p>② 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>(注) 合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。</p> <p>(2) 本条(1)にいう「本条(2)に掲げる金額」とは、次の①および②に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、本条(1)①または②の疾病の発病と同等のその他の疾病の発病に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ発生しなかった金額を含みません。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第3章 疾病死亡保険金補償条項</p> <p>第6条 [保険金を支払う場合]</p> <p>(1) 当社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③のいずれかに該当した場合は、この補償条項、第6章基本条項および普通</p>	<p style="text-align: center;">支払条件変更に関する特約 (外国人研修生特約用)</p> <p>第1条 [この特約の適用条件]</p> <p>この特約は、外国人研修生特約が付帯されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。</p> <p>第2条 [外国人研修生特約の読み替え]</p> <p>この保険契約については、外国人研修生特約を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>① 第2章疾病治療費用補償条項第4条 [保険金を支払う場合] (1)</p> <p>①および②を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>① 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限りです。</p> <p>② 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合</p> <p>」</p> <p>② 第3章疾病死亡保険金補償条項第6条 [保険金を支払う場合] (1)</p> <p>②を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。</p> <p>ア. 責任期間中に発病した疾病</p> <p>イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その</p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気や感染症により治療を受けた場合で保険金をお支払いする要件を以下のとおり緩和します。 <p>＜病気(別表1以外の感染症含む)＞</p> <p>「帰宅後48時間以内の治療開始」から「帰宅後72時間以内の治療開始」に緩和</p> <p>＜感染症(別表1)＞</p> <p>「帰宅後14日以内の治療開始」から「帰宅後30日以内の治療開始」に緩和(疾病死亡保険金は、治療開始を死亡と読み替え)</p> <p>※別表1の感染症は、前記「感染症範囲変更(感染症法準拠)特約」および「指定感染症追加補償特約」を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年2月1日以降に上記の要件に該当した場合から遡及して補償します。 <p>＜自動セットの条件＞</p> <p>左記対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説								
<p>保険約款の規定に従い、保険証券に記載された疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。</p> <p>① 責任期間中に死亡した場合</p> <p>② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後 48 時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、かつ、ア. 責任期間中に発病した疾病 イ. 責任期間終了後 48 時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、かつ、</p> <p>③ 責任期間中に感染した別表 1 に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>別表 2（第 30 条 [保険金の請求の特則] 関係）</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(2) 疾病治療費用保険金を請求する場合</p> <table border="1" data-bbox="96 842 907 1252"> <thead> <tr> <th data-bbox="96 842 907 884">保険金請求書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="96 884 907 925">① 保険金請求書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="96 925 907 1046">② 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="96 1046 907 1168">③ 責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="96 1168 907 1252">④ 第 4 条 [保険金を支払う場合] (2) ①および②の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(3) 疾病死亡保険金を請求する場合</p> <table border="1" data-bbox="96 1334 907 1495"> <thead> <tr> <th data-bbox="96 1334 907 1375">保険金請求書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="96 1375 907 1417">① 保険金請求書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="96 1417 907 1495">② 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を</td> </tr> </tbody> </table>	保険金請求書類	① 保険金請求書	② 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書	③ 責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書	④ 第 4 条 [保険金を支払う場合] (2) ①および②の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書	保険金請求書類	① 保険金請求書	② 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を	<p>疾病の原因が責任期間中に発生したものに限り、かつ、</p> <p>③ 別表 2（2）②および③を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>② 責任期間中または責任期間終了後 72 時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書</p> <p>③ 責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書</p> <p>」</p> <p>④ 別表 2（3）②を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「</p> <p>② 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後 72 時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書（注 1）</p> <p>」</p> <p>第 3 条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および外国人研修生特約の規定を準用します。</p>	
保険金請求書類										
① 保険金請求書										
② 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書										
③ 責任期間中に感染症に感染し、かつ、その感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染症の程度を証明する医師の診断書										
④ 第 4 条 [保険金を支払う場合] (2) ①および②の費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書										
保険金請求書類										
① 保険金請求書										
② 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を										

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説
経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期を証明する医師の診断書（注1）		
③ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書		
<以下略>		

※外国人研修生特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

団体総合生活補償保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説												
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>「用語の説明」</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p> <table border="1" data-bbox="107 576 904 619"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中略＞</td> </tr> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	用語	説明	＜中略＞		と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>「用語の説明」</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」、傷害補償（MS & AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="952 655 1715 863"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（特定感染症の取扱い）</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第2条（準用規定）</p> <p>この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。</p>	用語	説明	と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約に、「指定感染症追加補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約または特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約に従い、保険金をお支払いします。 2020年2月1日以降の発病から遡及して補償します。 <p>＜自動セットの条件＞</p> <p>対象特約がセットされている 2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>
用語	説明													
＜中略＞														
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。												
用語	説明													
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。												

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

■前のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説						
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第3条（保険金を支払わない場合—その2）</p> <p>（1）当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>（2）本条（1）の規定は、この保険契約が継続契約（注1）である場合には、適用しません。</p> <p>（注1）継続契約とは、特定感染症を補償する団体総合生活補償保険普通保険約款等に基づく保険契約または当社が認めた保険契約（共済契約を含みます。）の満期日（注2）を始期日とするこの特約が適用される保険契約をいいます。</p> <p>（注2）満期日は、その保険契約の満期日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日とします。また、保険責任の終期の時刻が午後12時の場合には、満期日の翌日と読み替えます。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p style="text-align: center;">待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="952 616 1702 821"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（保険金を支払わない場合の不適用）</p> <p>この保険契約については、新型コロナウイルス感染症（注）に対して、次の規定を適用しません。</p> <p>① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その2）</p> <p>② 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合—その2）</p> <p>（注）新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。」</p> <p>第2条（準用規定）</p> <p>この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。</p>		用語	説明	と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p>＜概要＞</p> <p>対象特約に、「待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」をセットすることで、保険始期日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となります。</p> <p>＜自動セットの条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が2020年5月11日以前の契約に自動セットします。 待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約は、2020年5月12日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。
	用語	説明						
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。						

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

■次のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説												
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>「用語の説明」</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">(50音順)</p> <table border="1" data-bbox="107 536 904 740"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>		用語	説明	と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>「用語の説明」</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="952 576 1715 780"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（特定感染症の取扱い）</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。</p> <p>(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第2条（準用規定）</p> <p>この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約および普通保険約款の規定を準用します。</p>		用語	説明	と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約に、「指定感染症追加補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約または特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約に従い、保険金をお支払いします。 2020年2月1日以降の発病から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件></p> <p>対象特約がセットされている 2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>
	用語	説明												
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。												
	用語	説明												
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。												

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

■前のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説						
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第3条（保険金を支払わない場合）</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>(3) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(4) 本条（3）の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p style="text-align: center;">待り期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約「用語の説明」、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="954 536 1715 740"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条（保険金を支払わない場合の不適用）</p> <p>この保険契約については、新型コロナウイルス感染症（注）に対して、次の規定を適用しません。</p> <p>① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合）（3）および（4）</p> <p>② 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第3条（保険金を支払わない場合）（3）および（4）</p> <p>（注）新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。</p> <p>第2条（準用規定）</p> <p>この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険補償特約および普通保険約款の規定を準用します。</p>		用語	説明	と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p>＜概要＞</p> <p>対象特約に、「待り期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」をセットすることで、保険始期日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となります。</p> <p>＜自動セットの条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が2020年5月11日以前の契約に自動セットします。 待り期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約は、2020年5月12日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。
	用語	説明						
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。						

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

タフ・ケガの保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説						
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p><用語の説明ー定義></p> <p>この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。</p> <p style="text-align: right;">(50音順)</p> <table border="1" data-bbox="136 456 909 499"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	用語	定義	<中略>		特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p>第1条 [特定感染症の取扱い]</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。 （注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</p> <p>第2条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および普通保険約款の規定を準用します。</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 左記対象特約に、「指定感染症追加補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約に従い、保険金をお支払いします。 2020年2月1日以降の発病から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件></p> <p>左記対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>
用語	定義							
<中略>								
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。							

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

タフ・ケガの保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

■前のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約	左記特約に自動セットされる特約	解説
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>(1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症</p> <p>② 保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この保険契約に付帯される特約で別に定める場合を除き、始期日から保険料領収までの間に発病した特定感染症</p> <p>(2) 本条(1)①の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p>待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約</p> <p>第1条 [保険金を支払わない場合の不適用]</p> <p>この保険契約については、新型コロナウイルス感染症（注）に対して、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第4条 [保険金を支払わない場合—その2]（1）①および（2）の規定を適用しません。</p> <p>（注）新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。</p> <p>第2条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および普通保険約款の規定を準用します。</p>	<p>＜概要＞</p> <p>左記対象特約に、「待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」をセットすることで、保険始期日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となります。</p> <p>＜自動セットの条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が2020年5月11日以前の契約に自動セットします。 ・待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約は、2020年5月12日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の内容は、お手元の約款集でご確認ください。

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説										
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 (50音順)</p> <table border="1" data-bbox="107 496 904 539"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	用語	定義	<中略>		特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="954 456 1715 660"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条 [特定感染症の取扱い] この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。 (注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第2条 [準用規定] この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用します。</p>	用語	定義	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約に、「指定感染症追加補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約または特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約に従い、保険金をお支払いします。 2020年2月1日以降の発病から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件> 対象特約がセットされている 2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>
用語	定義											
<中略>												
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。											
用語	定義											
特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。											

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。

普通傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■前のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説				
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>(1) 当社は、保険証券に記載された保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(2) 本条(1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p style="text-align: center;">待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約</p> <p>＜用語の説明—定義＞</p> <p style="text-align: center;">この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="954 443 1715 660"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条 [保険金を支払わない場合の不適用]</p> <p>この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、次の規定を適用しません。</p> <p>① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>② 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。</p> <p>第2条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用します。</p>	用語	定義	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p>＜概要＞</p> <p>対象特約に、「待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」をセットすることで、保険始期日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となります。</p> <p>＜自動セットの条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が2020年5月11日以前の契約に自動セットします。 待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約は、2020年5月12日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。
用語	定義					
特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。					

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。

家族傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説										
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="107 496 907 539"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td>特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>	用語	定義	<中略>		特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	<p>指定感染症追加補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="952 456 1715 660"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条 [特定感染症の取扱い] この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。 (注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第2条 [準用規定] この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用します。</p>	用語	定義	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約に、「指定感染症追加補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となり、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約または特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約に従い、保険金をお支払いします。 2020年2月1日以降の発病から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件> 対象特約がセットされている 2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>
用語	定義											
<中略>												
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。											
用語	定義											
特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。											

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。

家族傷害保険 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

■前のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説				
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>(1) 当社は、保険証券に記載された保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(2) 本条(1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p style="text-align: center;">待り期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約</p> <p>＜用語の説明—定義＞</p> <p style="text-align: center;">この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="954 456 1715 660"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条 [保険金を支払わない場合の不適用]</p> <p>この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、次の規定を適用しません。</p> <p>① 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>② 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約第4条 [保険金を支払わない場合—その2]</p> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。</p> <p>第2条 [準用規定]</p> <p>この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用します。</p>	用語	定義	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p>＜概要＞</p> <p>対象特約に、「待り期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」をセットすることで、保険始期日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となります。</p> <p>＜自動セットの条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が2020年5月11日以前の契約に自動セットします。 待り期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約は、2020年5月12日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。
用語	定義					
特定感染症危険補償特約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。					

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。

スタンダード傷害保険 特定感染症補償特約、特定感染症葬祭費用補償特約

■次のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症葬祭費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説															
<p style="text-align: center;">特定感染症補償特約</p> <p><用語の説明一定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 80%;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">と</td> <td style="text-align: center;">特定感染症</td> <td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><以下略></p>		用語	定義	<中略>			と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	<p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約</p> <p><用語のご説明一定義> この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 80%;">ご説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">と</td> <td style="text-align: center;">特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条 [特定感染症の取扱い] この保険契約については、特定感染症危険補償特約に規定する特定感染症に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）を含むものとします。 (注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。</p> <p>第2条 [準用規定] この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用します。</p>		用語	ご説明	と	特定感染症危険補償特約	特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約に、「指定感染症追加補償特約」をセットすることで、新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となり、特定感染症補償特約または特定感染症葬祭費用補償特約に従い、保険金をお支払いします。 2020年2月1日以降の発病から遡及して補償します。 <p><自動セットの条件> 対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約に自動セットします。</p>
	用語	定義															
<中略>																	
と	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。															
	用語	ご説明															
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。															

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。

スタンダード傷害保険 特定感染症補償特約、特定感染症葬祭費用補償特約

■前のページも一緒にご確認ください。

[戻る](#)

対象特約（例）	左記特約に自動セットされる特約 (注) 特定感染症葬祭費用補償特約にも下記特約が自動セットされます。	解説						
<p>特定感染症補償特約</p> <p><中略></p> <p>第5条 [保険金をお支払いできない場合—その2]</p> <p>(1) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する特定感染症に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 保険証券に記載された保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症</p> <p>② 保険料を領収する前に発病した特定感染症</p> <p>(2) 本条(1)の①の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。</p> <p><以下略></p>	<p>待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約</p> <p><用語のご説明—定義></p> <p>この特約において使用される次の用語は、次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="954 416 1715 580"> <thead> <tr> <th></th> <th>用語</th> <th>ご説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>と</td> <td>特定感染症危険補償特約</td> <td>特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1条 [保険金を支払わない場合の不適用]</p> <p>この保険契約については、新型コロナウイルス感染症(注)に対して、次の規定を適用しません。</p> <p>① 特定感染症補償特約第5条 [保険金をお支払いできない場合—その2] (1) ①および(2)</p> <p>② 特定感染症葬祭費用補償特約第5条 [保険金をお支払いできない場合—その2] (1) ①および(2)</p> <p>(注) 新型コロナウイルス感染症とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。</p> <p>第2条 [準用規定]</p> <p>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特定感染症危険補償特約の規定を準用します。</p>		用語	ご説明	と	特定感染症危険補償特約	特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。	<p><概要></p> <p>対象特約に、「待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約」をセットすることで、保険始期日から10日以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合も補償の対象となります。</p> <p><自動セットの条件></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象特約がセットされている2020年2月1日以降有効な契約かつ対象特約の始期が2020年5月11日以前の契約に自動セットします。 待期間不設定（指定感染症追加補償特約用）特約は、2020年5月12日以降新たに対象特約をセットされたご契約にはセットできません。
	用語	ご説明						
と	特定感染症危険補償特約	特定感染症補償特約および特定感染症葬祭費用補償特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。						

※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約等の内容は、お手元の約款集でご確認ください。また、ご契約の始期により約款の記載が異なる場合がございますが、補償内容は同じです。